

1 はじめに

既刊の岡谷市史は、市制施行 30 周年にあたる昭和 41 (1966) 年に刊行を企画しました。

昭和 48 (1973) 年に原始・古代から江戸時代までを収録した上巻、昭和 51 (1976) 年に明治から大正・昭和にかけての中巻、そして昭和 57 (1982) 年に戦後の発展や自然、民俗を記述した下巻を発刊しました。

その後 40 年余りが経過し、時代は昭和から平成、そして令和へと移るにつれて、様々な出来事が起こり、まちの風景や人々の暮らしも変化してきました。

そうした本市の足跡を保存・記録し、後世に伝えていく必要があるため、令和 5 (2023) 年度に教育委員会生涯学習課内の組織として「岡谷市史編さん準備室」を開設し、先進自治体の様子などを研究する傍ら、市史編さん準備室だより「覧古考新」を発行してまいりました。

令和 6 (2024) 年度には「岡谷市史編さん室」に組織名称を改め、令和 12 (2030) 年度の発刊を目指して編さん事業に取り組んでいます。

2 市史の編さん方法

- (1) 住民からなる市史編さん委員会を組織して、基本方針や編集方針を協議します。
- (2) プロポーザル方式により業者を選定して、執筆、編集及び印刷製本業務を委託します。
- (3) 市史編さん委員会、市教育委員会及び市長部局内部で原稿の校正、確認作業を行います。

3 スケジュール

既刊市史の収録範囲(昭和 53 年まで)以降、令和 8 年(90 周年)までの約 50 年間を収録対象とし、令和 8 年度に編集の業務委託を始め、令和 12 年度末に刊行予定とします。

刊行後は、教育現場との連携により、新市史の活用に努めるとともに、次期の編さんに向けて資料収集や保存、デジタル化を継続して行ってまいります。

市制施行 周年	88	89	90	91	92	93	94	95
作業項目\年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
岡谷市史編さん委員会		←	←	←	←	←	←	←
編さん基本方針策定	↔							
業者選定・契約		↔						
全体構成、目次の検討		←	←	←				
取材・原稿執筆・校閲				←	←	←	←	
印刷・製本							↔	
資料収集・整理	←	←	←	←	←	←	←	←
資料のデジタル化		←	←	←	←	←	←	←
既刊市史の点検・補遺			←	←	←	←	←	
広報(編さん室だより)	←	←	←	←	←	←	←	
教育現場との連携	←	←	←	←	←	←	←	←
市内プロジェクトチーム		←	←	←	←	←	←	←

岡谷市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市史の編さん(以下「市史編さん」という。)について必要な調査、審議等を行うため、岡谷市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 岡谷市史の編集及び刊行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市史編さんに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから岡谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 岡谷市文化財保護条例(平成10年岡谷市条例第6号)第40条の規定に基づき設置された岡谷市文化財保護審議会の委員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(編集専門委員会)

第7条 岡谷市史の補遺・補完のための専門的な調査及び研究、執筆、編集等を行うため、委員会に岡谷市史編集専門委員会(以下「編集専門委員会」という。)を置く。

2 編集専門委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 編集専門委員会の委員は、市史編さんに係る専門的知識を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(守秘義務)

第8条 委員及び編集専門委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会岡谷市史編さん室が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。

1. 策定の趣旨

この基本方針は、新たな岡谷市史（以下、「新市史」という。）の編さん事業を行うにあたっての方向性を示すために策定します。

2. 事業の背景と目的

本市は、昭和41年の市制施行30周年を契機に、岡谷市史の発刊を計画しました。

以来16年の歳月をかけて、原始古代から昭和50年代初期までを範囲とする全3巻（上・中・下）の書籍を順次発刊し、市民や研究者等の間で活用され、本市の歴史を後世に伝える役目を果たしてきました。

最終の下巻を発刊した昭和57年から43年が経過し、社会情勢や市民生活を取り巻く環境は大きく変化してきています。時間の経過とともに、貴重な歴史的・学術的資料（以下、「資料」という。）が散逸してしまうことも防がなければなりません。

既刊の岡谷市史発刊後の調査研究によって得られた新しい知見も含め、歴史的な出来事や事象を体系的に整理し、新市史を編さんすること、また、編さんの過程を通して、市民共有の財産である郷土の歴史を後世に伝えていくことが本事業のめざすところです。

在りし日の写真を見ては、懐かしさを覚え、困難を乗り越えた過去の出来事を知っては、これからも頑張ろうと思い、先人の努力を発見しては、それを誇りに感じ、そうした岡谷の歴史を深く思い、岡谷の今を重ね、笑顔と元気があふれる岡谷の未来を拓くため、この事業を行います。

3. 事業の位置づけ

第5次岡谷市総合計画基本目標「未来の担い手を育み、生涯を通じて学ぶまち」

（政策：スポーツ・文化の振興 施策：文化・芸術の振興）

第3期岡谷市教育大綱

理念「自立し、共生し、創造性溢れる『岡谷のひと』づくり」

第7次岡谷市生涯学習推進計画（岡谷市学びの紡ぎ応援プラン）

基本目標「未来につなぐ学びづくり」

4. 事業の基本的な考え方

(1) 新市史の編さん

- ①広く市民に親しまれ、活用される新市史をめざします
- ②既刊市史以降の歴史的事象を主な編さん対象とします
- ③既刊市史について補遺（書き足し）を並行して行います
- ④具体的な資料に基づく精度の高い研究資料としての側面を保ちます
- ⑤ものづくりなど本市の特色ある歴史を客観的に記述します

(2) 関連事業

- ①本市の歴史に関する情報を広く市民に発信します
- ②教育現場において、子ども・若者に対する学びの機会を提供します
- ③市史編さんの進捗状況や調査研究の成果を定期的に市民に周知します
- ④市史編さん後における資料の保存体制について検討します
- ⑤デジタルアーカイブについて研究します

5. 事業の内容と手法

(1) 資料の収集、整理、保存、公開

- ①庁内各部署保管の行政資料の掘り起こし
- ②市民等から提供される資料の収集
- ③資料のデジタル化、インターネットなどによる公開
- ④既刊市史内容の再点検

(2) 新市史の編集、発刊

- ①昭和54年から令和8年の47年間を収録範囲とする
- ②市史編さん委員会による編集方針、章立て、仕様等検討・決定
- ③専門業者委託による執筆、編集、印刷製本
- ④市史編さん委員会および市史編さん室による原稿校正、編集確認

(3) 本市の歴史に関する講座、展示会等イベントの開催、教育現場での活用

- ①本市事業との連携、共催
- ②市内団体や地域との連携、共催
- ③小中学校教室への年表掲示など地域学習用コンテンツの作成
- ④高校生のイベント等への参画、大学との連携

(4) 資料の継続的な保存体制の構築

- ①資料の保存方法の検討
- ②資料の保存場所の検討
- ③デジタルアーカイブ（電子情報化された資料データベース）の研究

6. 事業の期間

編さんの開始・・・令和 8（2026）年度から

新市史発刊・・・令和 12（2030）年度末

資料の収集・保存・・・令和 13（2031）年度以降も継続し、将来にわたる
本市の歴史財産の活用や市史編さんに備える

7. 事業の運営体制

- (1) 市民参画による岡谷市史編さん委員会の設置
- (2) 教育委員会内に岡谷市史編さん室の設置
- (3) 専門ノウハウを活用するため、民間業者や大学等研究機関との協働
- (4) 住民参加型の本事業関連イベントの開催、共催
- (5) 市役所のみならず全市的な協力・連携体制の確保

8. スケジュール

市制施行 周年	88	89	90	91	92	93	94	95
作業項目\年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
岡谷市史編さん委員会		←	←	←	←	←	←	←
編さん基本方針策定		←	←					
業者選定・契約			←	←				
全体構成、目次の検討		←	←	←				
取材・原稿執筆・校閲				←	←	←	←	←
印刷・製本							←	←
資料収集・整理	←	←	←	←	←	←	←	←
資料のデジタル化		←	←	←	←	←	←	←
既刊市史の点検・補遺			←	←	←	←	←	←
広報（編さん室だより）	←	←	←	←	←	←	←	←
教育現場との連携	←	←	←	←	←	←	←	←
庁内プロジェクトチーム		←	←	←	←	←	←	←

9. 事業の評価・検証

- (1) 活動指標：編さん室だよりの発行回数、教育現場との連携回数など
成果指標：公式ホームページの閲覧件数、教育現場の満足度調査など
- (2) 社会情勢の動向を注視し、内容や手法等について随時見直しを図り、情勢の変化に臨機応変に対応します。